

消防の動き



平成19年
11月号

No. 440

- 危険物の規制に関する規則等の一部改正について
- 「現場急行支援システムに関する検討会」の発足
- 「危険物施設に係る津波・浸水対策検討会」の発足

情報のトリアージ

吉井 博明

消防審議会会長

(東京経済大学)
コミュニケーション学部教授



豪華客船タイタニック号が氷山に衝突し、1,500人もの犠牲者を出したのは、今から100年近く前のことである。タイタニック号が氷山に衝突する直前に近くを航行している船舶から7件の警告電信が発信されたが、そのうち船長に伝わったのは2件だけで、最も重要な警告電信は伝達されなかった。また、受信そのものを拒否した警告もあったという。その原因は、ジェームス・キャメロン監督の映画「タイタニック」をご覧になった方はおわかりのように、警告電信が発信された、ちょうどそのころ、通信室には多くの乗客が押しかけ大混雑しており、その対応に追われた通信士が警告電信を無視したり、船長に報告しなかったことにある。タイタニック号は翌日にニューヨーク港に着くことになっており、多くの乗客が出迎えの家族や親戚・友人に電信を打とうとしていたからである。緊急性が高く、乗客の命にかかわる重要な警告電信の受信や伝達が、緊急性の低い情報伝達（出迎えの連絡等）のために妨げられたのである。緊急性が高い重要な情報と、そうでない情報との仕分けと優先順位付けがなされなかったことによる失敗とみなすことができよう。このような現象は、「悪貨は良貨を駆逐する」というグレシャムの法則の情報版とでもいうべきものである。

災害時の情報伝達過程をつぶさに観察すると、この「情報のグレシャムの法則」で説明できる失敗例が多くみられる。1983年の日本海中部地震の際、大津波の警報伝達が秋田県庁で途切れたが、その理由も雑多な情報の中に重要な情報（大津波の警報）が紛れ込んだためであった。1991年の雲仙普賢岳で発生した大火砕流の直前に測候所から出された「山の様子がおかしいので避難させた方がよい」という貴重な情報は、島原市役所の中で消えてしまった。また、2000年の東海豪雨で大きな被害を出した西枇杷島町には多くの情報がファクシミリで入ってきたが、そのほとんどはすぐには役に立たない情報ばかりであった。そのため、町の防災担当者はファクシミリを見ることを途中で止めてしまった。ファクシミリの中には非常に重要な情報が含まれていたが、それらも見られることはなかった。このように、「情報のグレシャムの法則」にあてはまる対応の失敗は、大災害時には必ずといってよいほど起きている。

このような失敗を繰り返さないためには、重要度の高い情報を仕分けし優先的に伝達する仕組みをつくり、図上演習でその実効性を確認することが望ましい。昨年、ある市で行った地震を想定した図上演習では、市民などからの情報を受け付ける担当部門が殺到する情報の処理に手間取り、重要な情報が入ってきているにもかかわらず、トップにあげるのが遅れ、初動期の適切な本部対応ができなかった。情報のトリアージは簡単には身に付かないのである。災害時に具体的にどのように情報のトリアージを行うのか、その仕組みと具体的手法を図上演習の繰り返しによって身に付ける必要があると思われる。

消防の動き



平成19年
11月号

No. 440

- 危険物の規制に関する規則等の一部改正について
- 「現場急行支援システムに関する検討会」の発足
- 「危険物施設に係る津波・浸水対策検討会」の発足



危険物の規制に関する規則等の一部改正について

危険物保安室

1 はじめに

消防庁では、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件の一部を改正する件を平成19年9月21日に公布しました。

これは、①セルフスタンドにおける安全対策、②規制改革要望を踏まえたフレキシブルコンテナにより運搬可能な危険物の範囲の拡大、③甲種危険物取扱者試験の受験資格の拡大、の3つの内容を柱とするものです。

以下、これら改正点の概要について紹介します。

2 セルフスタンドにおける安全対策

近年、セルフスタンドの数は増加傾向にあり、ますます身近な存在となってきています。その一方で、毎年、火災事故、漏えい事故が発生しており、特に、静電気による火災の発生や給油中における自動車の燃料タンクからのガソリンの噴出（いわゆる「吹きこぼれ」）が見受けられます。セルフスタンドは、ガソリン等の危険物について十分な知識を有しない一般の顧客が給油を行うという特徴があることから、その安全対策が急務となっています。

そこで、セルフスタンドにおける給油時の静電気火災を防止するため、ガソリンを取り扱う給油ノズルについて、給油中に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造とすることを義務付けました。

また、セルフスタンドにおける吹きこぼれ事故時の被害を極小化するため、自動車等の燃料タンク給油口から危険物が噴出した場合に、顧客に危険物が飛散しないため

の措置を危険物を取り扱う給油ノズルに講ずるよう義務付けました。

3 フレキシブルコンテナにより運搬可能な危険物の範囲の拡大

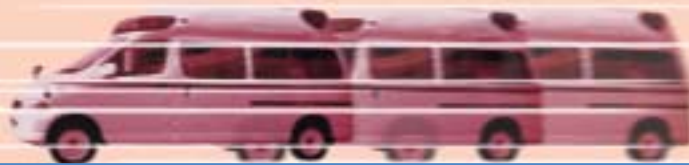
ゴムその他の合成樹脂製の容器で、腐食、摩耗等により容易に劣化せず、収納する危険物の内圧及び取扱時の荷重によって当該容器に生ずる応力に対して安全な容器として認められているもの（いわゆる「フレキシブルコンテナ」）については、従来、第四類の危険物のうち動植物油類（ゴマ油やナタネ油など）のみを運搬することは可能とされていました。

しかし、フレキシブルコンテナは、これまでの実績から事故の少ない安全な容器であるといえることから、規制改革の要望も踏まえ、運搬可能な危険物の範囲を拡大することとし、引火点が130度以上の第三石油類（重油が多い）及び第四石油類（大半が潤滑油として用いられるもの）についても運搬することができることとしました。

4 甲種危険物取扱者試験の受験資格の拡大

高等学校、中等教育学校の専攻科のうち、修業年限が2年以上の者については、一部の試験において短期大学と同等の取扱がなされていること等を踏まえ、そのような専攻科における化学に関する課程の修了者に甲種危険物取扱者試験の受験資格を認めることとしました。

また、近年の専修学校教育の高度化に伴い、一定の要件を満たす専修学校専門課程（専門学校）の卒業者は、大学に編入学できる等、短期大学及び高等専門学校の卒業者と同等の取扱がなされていることを踏まえ、修業年



限が2年以上かつ課程の修了に必要な総授業時間数が1,700時間以上の基準を満たす専門課程において、化学に関する学科又は課程を修了した者又は化学に関する授業科目を15単位以上取得した者に甲種危険物取扱者試験の受験資格を認めることとしました。

さらに、複数の類の乙種危険物取扱者の資格を有する者は、危険物法令や取得した類の危険物の性質、消火方法等について必要な知識を有していることから、一定の種類の乙種危険物取扱者の資格を有する者にも甲種危険物取扱者試験の受験資格を認めることとしました。

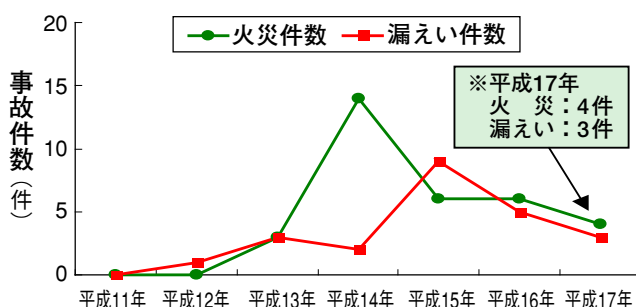
5 施行期日等

2、**3**の改正事項については平成19年10月1日に施行されました。ただし、**2**の改正事項に関して、施行前に設置されている給油ノズルのうち基準を満たさないものについては経過措置を設けており、平成19年11月30日までに基準を満たすよう改修する必要があります。

4の改正事項については平成20年4月1日から施行されます。

セルフスタンドの安全対策

セルフスタンドにおける事故の現状



- セルフスタンドにおいては、毎年火災・漏えい事故が発生
- セルフスタンドは、ガソリン等の危険物について十分な知識を有しない一般の顧客が給油を行うという特徴
- セルフスタンドの数は、近年増加傾向

事故防止に向けた安全対策が必要

静電気火災対策

<これまでの対策>

- 固定給油設備等のアースの確認
- 給油キャップ開放時の静電気火災防止

(静電気火災対策の例)



<今回の改正>

固定給油設備のノズルの手で触れる部分の導電性の確保



(導電性のあるノズルの例)



静電気除去シート

漏えい事故対策

<これまでの対策>

- 満了停止装置の義務付け
- 適切な給油方法周知(継ぎ足し給油の禁止等)



<今回の改正>

吹きこぼれ時に飛散しない措置の義務付け



(措置例)

スプラッシュガード



「現場急行支援システムに関する検討会」の発足

救急企画室

消防庁は、IT戦略本部が定める「重点計画-2007」に基づき、「現場急行支援システム」（以下「FAST」という。）について検討会を設置し、FASTの効果について検証を行うこととしました。

FASTについては、既に実用化している都市がありますが、FASTが最近導入された都市における搬送所要時間の短縮がもたらす効果を検証するとともに、医学的観点、救急隊員の視点から見たFASTの有効性についても検討を加え、より効果的な活用方策を検討するため、「現場急行支援システムに関する検討会」を発足することとしました。

【FASTとは】

信号制御（青信号の延長・赤信号の短縮）を行うことにより、緊急車両を優先的に走行させ、災害現場や医療機関等へ迅速に急行できるよう支援するシステムです。

また、緊急走行中における交差点での事故防止といった効果もあります（別図参照）。

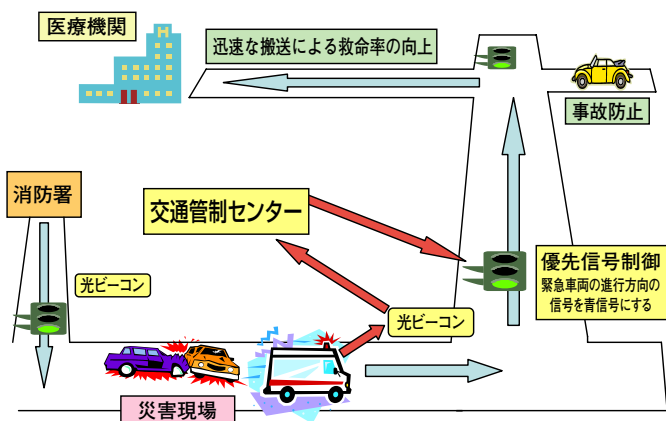
第1回検討会の開催

去る8月30日（木）、財団法人日本消防設備安全センター会議室において第1回検討会が開催されました。

概要は次のとおりです。

1. 寺村 映消防庁審議官あいさつ
2. 現場急行支援システムに関する検討会委員の紹介
3. 委員長への選出
4. 高田邦道委員長挨拶

現場急行支援システム（FAST）構成図



5. 議 事

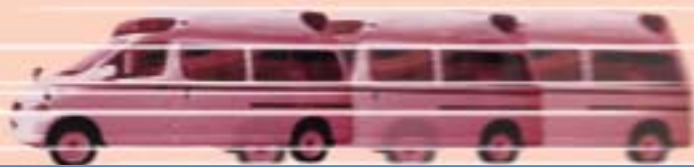
- (1) 現場急行支援システムに関する検討会の趣旨（消防庁）
- (2) 現場急行支援システムの現状について（警察庁）
- (3) 現場急行支援システムの運用状況について（札幌市消防局、印西地区消防組合）
- (4) 「消防用車両緊急走行支援システム検討報告書」（平成15年度）概要について（日本消防設備安全センター）
- (5) 現場急行支援システムの検証、アンケート調査について（消防庁）

今後、年度中に4回程度検討会を開催し、報告書を取りまとめる予定です。

現場急行支援システムに関する検討会委員

（五十音順・敬称略）

赤羽 弘和	千葉工業大学工学部教授
稲葉 英夫	金沢大学大学院医学系研究科教授
開出 英之	消防庁救急企画室長（平成19年9月26日より就任）
大嶋 文彦	神戸市消防局救急救助課長
岡田 基衛	札幌市消防局救急救助課長
木村 俊次	富士通株式会社 第一システムインテグレーション部主任
久保田勝明	消防大学校消防研究センター主任研究官
桑原 雅夫	東京大学生産技術研究所教授
鈴木 勇仁	松下電器産業株式会社 ITS チーム主事
関 政彦	東京消防庁救急部参事
高田 邦道	委員長・日本大学副理事長・理工学部教授
長尾 一郎	消防庁防災情報室長
西村 邦夫	全国消防長会事業部長
橋本 晃	警察庁長官官房参事官
平岡 理弘	株式会社モリタ 技術研究所長
福島 薫	金沢市消防局救急救助担当課長
益子 邦洋	日本医科大学千葉北総病院救命救急センター長
茂木 潤	小糸工業株式会社 システム技術部課長
綿貫 照幸	印西地区消防組合消防本部警防課長
山根 賢一	株式会社富士通ゼネラル 情報通信ネットワーク事業部開発部長
大泉 淳一	消防庁救急企画室長（平成19年9月25日まで就任）



「危険物施設に係る津波・浸水対策検討会」の発足

危険物保安室

1 背景

屋外タンク貯蔵所に代表される大規模危険物施設は、沿岸部に集中して設置されており、今世紀前半にも発生する可能性が高いとされている南海トラフを震源とする大地震、千島海溝・日本海溝を震源とする大地震などに伴って発生する津波などにより、これらの危険物施設に被害が生じるおそれが懸念されます。2004年インドネシア・スマトラ島沖地震の際のインド洋大津波では、スマトラ島バンダアチェ市近郊の石油類貯蔵タンクが壊滅的に変形したり、距離数百mにわたって漂流したりする被害が発生しています。

こうしたことから、消防庁では、大地震に伴う津波・浸水により、我が国の大規模危険物施設に発生しうる被害を予測する手法を確立するとともに、有効な被害軽減対策を立案することを目的とした調査検討を平成18年度から開始しており、昨年度における成果を「危険物施設に係る津波・浸水対策調査検討報告書」(平成19年3月・消防庁危険物保安室)に取りまとめたところです。

今年度は、昨年度における調査検討結果を踏まえ、被害予測内容のなお一層の充実を図ることなどを目的として標記の検討会を発足することとしました。

過去の津波・浸水による危険物施設被害事例



タンクの潰滅

●2004年
スマトラ島沖地震



タンクの漂流

●1964年
新潟地震



市街地に重油が流入

●1959年 伊勢湾台風



タンクが4km漂流

2 検討会について

(1) 検討事項

- ・防油堤、屋外貯蔵タンクの津波被害予測に関する事項（特にタンク側板の座屈などタンクの構造的被害とタンクの漂流に関する予測手法の検討）
- ・危険物施設における有効な津波被害軽減対策に関する事項

(2) 今後の予定

下記のスケジュールで検討会を開催し、報告書を取りまとめる予定です。

- ・第1回 平成19年9月5日開催
- ・第2回 平成19年11月下旬開催予定
- ・第3回 平成20年2月上旬開催予定

(3) 検討会の構成委員

危険物施設に係る津波・浸水対策検討会委員

(順不同・敬称略)

亀井 浅道	委員長・横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授
今村 文彦	東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
清宮 理	早稲田大学理工学部社会環境工学科教授
座間 信作	消防庁消防大学校 消防研究センター地震等災害研究室長
木原 正則	消防庁危険物保安室長
阿部 一哉	岩手県総務部総合防災室防災消防担当課長
木本 雅仁	三重県防災危機管理部コンビナート防災特命監
半田 和雄	和歌山県総務部危機管理局消防保安課長
岡林美津夫	高知県危機管理部消防政策課長
牧野 正博	釧路市消防本部予防課長
中本 敦也	仙台市消防局警防部予防課長
伊藤 正行	川崎市消防局予防部危険物課長
市川 芳正	静岡市消防防災局予防部予防課長
内田 喜訓	危険物保安技術協会タンク審査部長
横山 健一	石油連盟技術環境安全専門委員会消防防災部会長
加藤 利一	石油化学工業協会
石村 雅士	電気事業連合会工務部副部長
山内 芳彦	日本産業機械工業会
川口 和昭	日本産業機械工業会

平成19年(1月～6月)における火災の概要(概数)

防災情報室

1 総出火件数は3万659件、前年同期比1,280件の増加

平成19年(1月～6月)における総出火件数は3万659件であり、前年同期と比べると1,280件の増加(+4.4%)となっており、おおよそ1日あたり169件、9分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとにみると次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	16,910	55.2%	▲76	-0.4%
車両火災	2,963	9.7%	▲83	-2.7%
林野火災	1,617	5.3%	422	+35.3%
船舶火災	59	0.2%	17	+40.5%
航空機火災	4	0.0%	3	+300.0%
その他火災	9,106	29.7%	997	+12.3%
総出火件数	30,659	100.0%	1,280	+4.4%

2 総死者数は1,187人、前年同期比55人の減少

平成19年(1月～6月)における火災による死者数は

1,187人であり、前年同期と比べると55人の減少(-4.4%)となっています。

火災による負傷者数は4,755人であり、前年同期と比べると38人の増加(+0.8%)となっています。

3 建物火災による死者(放火自殺者等を除く)は745人、そのうち住宅火災によるものは689人

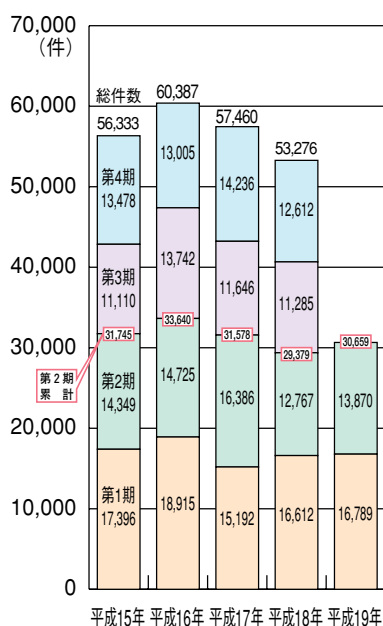
建物火災による死者(放火自殺者等を除く)は745人であり、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は689人となっています。これは前年同期と比べると24人の減少(-3.4%)となります。

なお、建物火災の出火件数に占める住宅火災の割合が57.2%であるのに対し、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は91.3%と非常に高いものとなっています。

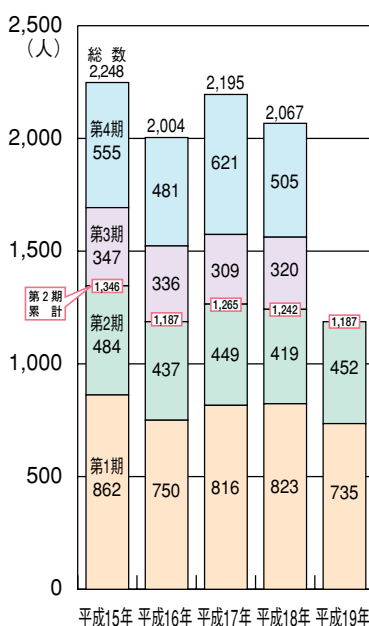
4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)689人のう

過去5年間の火災の推移

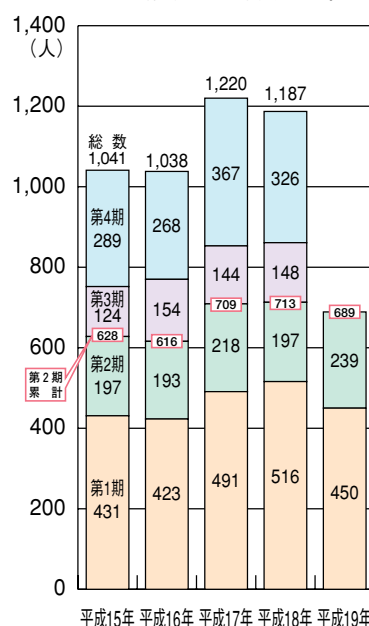


過去5年間の死者の推移



過去5年間の住宅火災における死者の推移
(放火自殺者等を除く。)

※死者の発生した建物用途による。



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

ち、415人(60.2%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比較は、逃げ遅れ411人(38人の減少-8.5%)、着衣着火36人(1人の増加+2.9%)、出火後再進入12人(1人の増加+9.1%)、その他230人(12人の増加+5.5%)となっています。

5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災3万659件を出火原因別にみると、「放火」3,473件(11.3%)、「たばこ」3,297件(10.8%)、「こんろ」3,155件(10.3%)、「放火の疑い」2,684件(8.8%)、「たき火」2,087件(6.8%)の順となっています。

また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、6,157件(20.1%)となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成18年6月1日には、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置・維持を義務付ける改正消防法が施行されました。既存住宅については、市町村条例で定める日(平成19年～平成23年)までに住宅用火災警報器等を設置することとされていますが、火災による死者数の低減のため、できるだけ早い時期に設置することが重要です。

消防庁では、これまでも住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、住宅火災による死者を一人でも減らすために各種の広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資するシンポジウムの開催、住宅用火災警報器等の設置・維持指導テキストその他の広報資料の作成及び配布を行ってきました。また、秋・春の火災予防運動等の機会を捉え、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を実施することにより、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を行うこととしています。

7 放火火災防止対策への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、6,157件で、全火災の20.1%を占めています。

消防庁では、平成17年1月に学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会による報告書(放火火災防止対策戦略プラン)を取りまとめ、全国の消防機関へ配布しました。この放火火災防止対策戦略プランについて、消防庁のホームページ等で幅広く情報提供を行い、放火火災の防止に向けたソフト・ハード両面からの取組を推進しています。

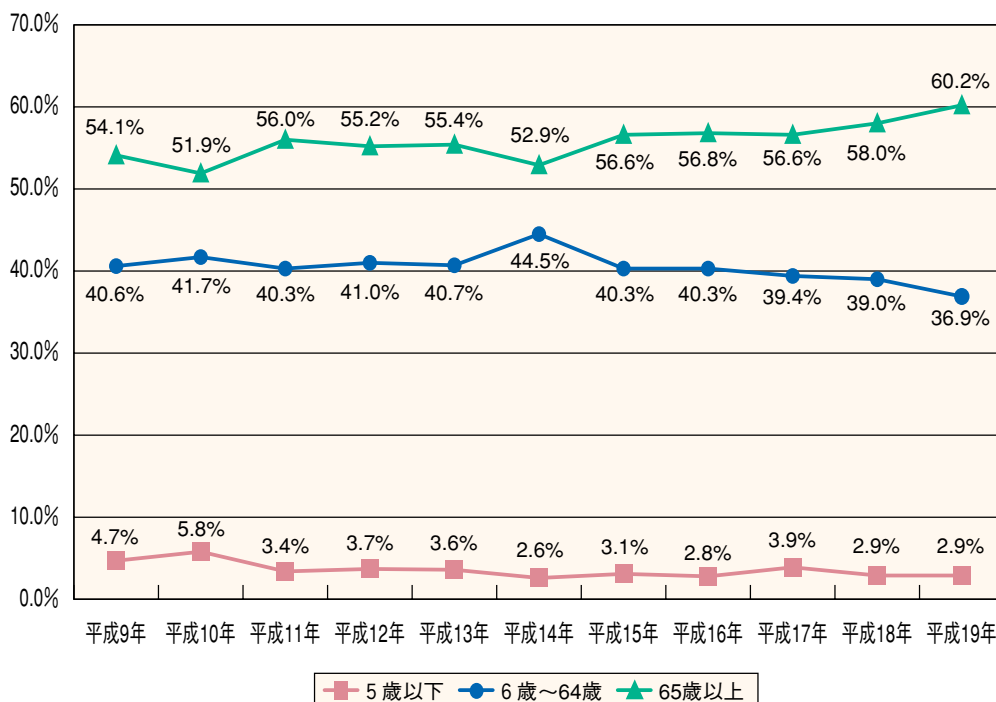
ソフト面の対策として、チェックリストを活用した自己評価の実施のほか、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で「放火されない環境づくり」を目指して取組が進められています。

また、ハード面の対策として、放火行為の抑制に効果が期待される火災に至る前の極小火源により生ずる炎に対し、警報を発する放火監視機器を開発し、普及させるため、平成17年4月には「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン」の策定を行うとともに、埼玉県、愛知県、大阪府、福岡県の全国4地域に設置し、効果の検証を行っています。

今後も放火火災防止対策戦略プランに基づき、ご近所の底力を活かして、「放火されない環境づくり」による安心で安全な暮らしの実現を目指してまいります。

住宅火災死者(放火自殺者等を除く。)における年齢区分別割合の推移

※注:住宅火災死者は、死者の発生した建物用途による。



平成19年秋季全国火災予防運動の実施

予防課

『火は見てる あなたが離れる その時を』を全国統一防火標語に掲げ、11月9日(金)から15日(木)までの7日間、全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動の目的は、一人ひとりが防火の重要性を自覚し、日常生活での防火を実践することにより、火災による死傷事故や財産の損失を防ぐことです。

住宅火災の件数は、平成8年の1万9,714件を最高に、その後は「ほぼ横ばい」を示し、平成18年中は1万8,328件(前年比423件減)となっています。住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)についても1,187人で、前年より33人減少しているものの、平成15年から昨年まで4年連続で1,000人を超えており、極めて深刻な事態となっております。

今後も高齢化の進展に伴い、住宅火災による死者数がさらに増加するおそれがあることから、住宅用火災警報器の早期設置を図ることとしています。

本年の秋季全国火災予防運動は、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」を重点目標に掲げ、積極的に取り組むこととしています。重点目標、推進項目及び地域の実情に応じた重点目標の具体的な内容は次のとおりです。

1 重点目標

(1) 住宅防火対策の推進

新築住宅については、住宅用火災警報器の設置が進んでいるところですが、既存住宅についても住宅火災による死者の低減という目的を踏まえ、市町村条例で定める日を待つことなく住宅用火災警報器の早期設置の促進を図ることとします。

また、地域が一体となって、関係機関及び関係団体と連携し、安心・安全なまちづくりの一環として、高齢者等の災害時要援護者を中心とした防火安全対策の推進を図るものとします。

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

平成18年中の放火による火災は、6,649件で、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっています。このことから「放火火災防止対策戦略プラン」を積極的に活用し、放火火災に対する地域の対応力を向上させるものと

します。また、物品販売店舗等については死角となりやすい箇所の可燃物の整理整頓、避難経路の確実な確保等について指導するものとします。

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

本年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災等を踏まえ、特定防火対象物等における防火管理体制等の指導を行うとともに、消防用設備等の維持管理や防災物品の使用等の徹底を図ることとします。

また、違反のある小規模雑居ビル等に対する違反是正指導では、関係機関等との連携を強化し、総合的な防火安全対策の徹底を図ることとします。特にカラオケボックスについては、本運動期間中に立入検査を行い、違反是正を推進するものとします。

2 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア. 既存住宅への設置義務付け開始に向けた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ. 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ. 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ. 防災品の普及促進
- オ. 暖房器具の安全使用のための事前点検及び安全な灯油容器の使用の啓発
- カ. 消防団、婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ. 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- ク. 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア. 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ. 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ. 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物における防火安全対策の徹底

- ア. 防火管理体制の充実

- イ. 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ. 防災物品の使用の徹底及び防災品の使用の促進
- エ. 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ. 違反のあるカラオケボックス、小規模雑居ビル等の防火対象物に対する是正指導の推進
- カ. 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- キ. 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

3 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開します。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア. 消防団員確保を推進することによる、地域の火災予防体制の充実
- イ. 婦人(女性)防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ. 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア. 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ. 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ. 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア. 当該施設の実態把握
- イ. 当該施設で取り扱う危険性物品(廃棄物の処理・加工品を含む。)の把握
- ウ. 当該施設に係る防火安全対策の徹底

(4) 電気火災予防対策の推進

- ア. 電気配線の適切な維持管理
- イ. 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
- ウ. 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

(5) 消火器の適切な維持管理

- ア. 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ. 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

(6) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア. 火災予防広報の実施
- イ. たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- ウ. 火気取扱における注意の徹底
- エ. 工事等における火気管理の徹底

(7) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

さらに、火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行います。

～住宅防火 いのちを守る7つのポイント～

—3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

4 全国火災予防運動ポスター

消防庁では、秋季全国火災予防運動に向けて、「防火ポスター」を15万枚作成し、全国の消防機関等へ配布しました。

ポスターの作成に当たり、現在テレビ等で活躍されている女優の大谷英子さんにモデルをお願いしたところ、趣旨をご理解いただき、快くご協力いただきました。



平成19年秋季全国火災予防運動広報用ポスター

平成19年8月の熱中症による救急搬送人員の公表

救急企画室

消防庁では、平成19年8月の政令市等における熱中症による救急搬送人員を取りまとめ、9月7日にその概要を公表しました。その内容について、紹介します。〔詳しくは、消防庁ホームページ(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/190907-1/190907-1_2houdou.pdf)をご覧ください。〕

1. 背景

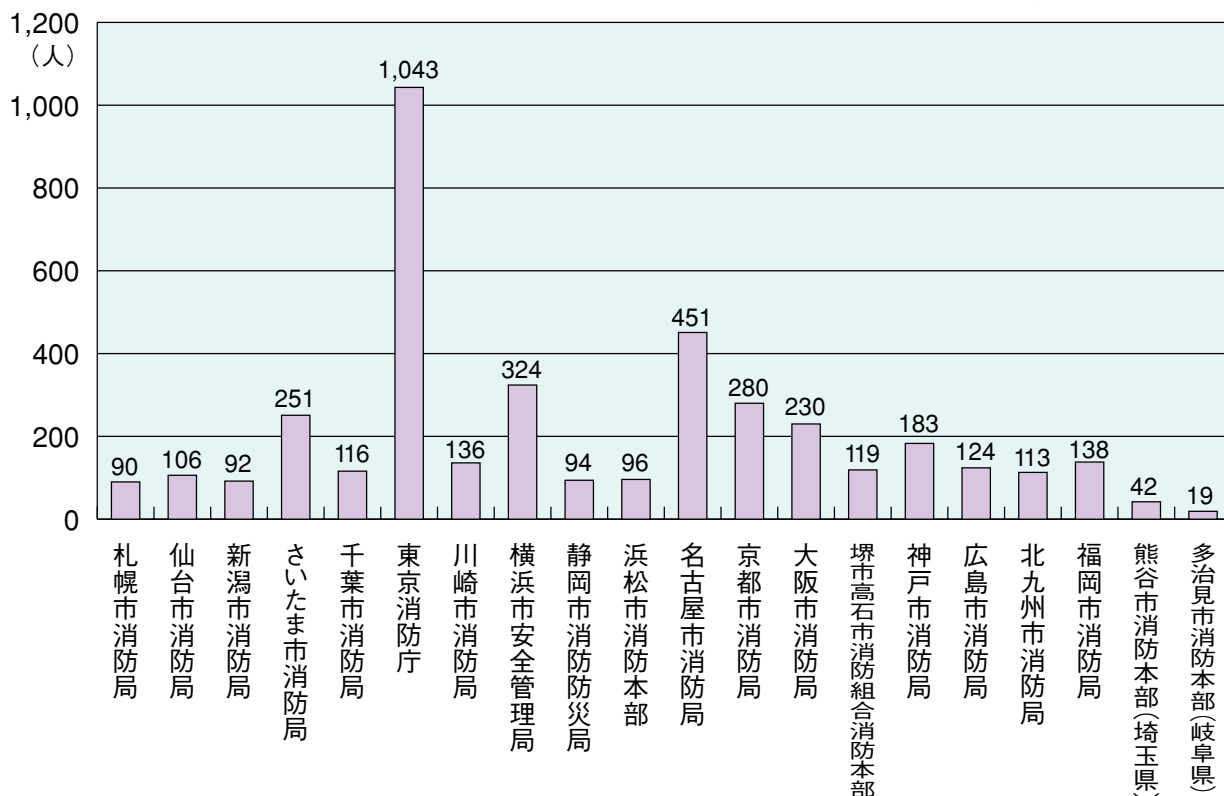
平成19年の夏は、関東甲信越、東北地方等で梅雨明けが8月1日と例年より遅れたものの、梅雨明け以後、連日真夏日が継続し、ここ数年来でも記録的な暑さとなりました。特に8月16日には、埼玉県熊

谷市、岐阜県多治見市において、73年ぶりに日本の最高気温を更新(40.9度)しました。このため、消防庁では、全国の政令指定都市の消防局及び消防本部、東京消防庁、埼玉県熊谷市消防本部並びに岐阜県多治見市消防本部（以下「調査対象地域」という。）の協力の下、8月の熱中症による救急搬送人員を取りまとめました。

2. 概要（ポイント）

・梅雨明けが遅れたことなどから、救急搬送人員が低水準にとどまった7月に比べ、調査対象地域における8月の救急搬送人員の累計は、14万8,494人

平成19年8月の調査対象地域における熱中症による救急搬送人員

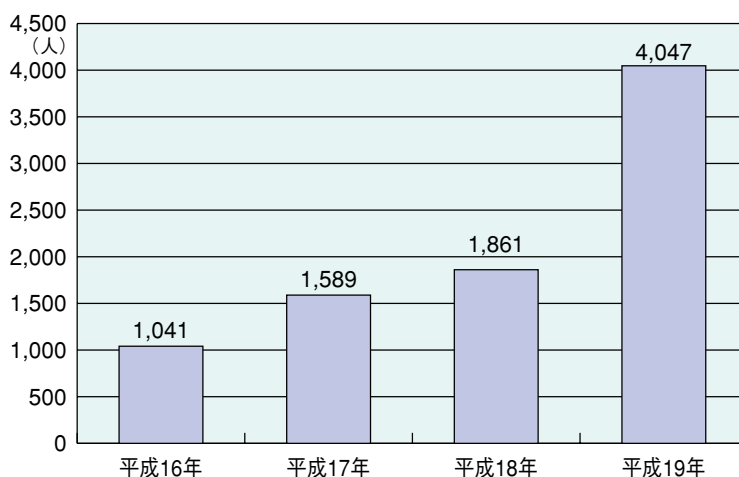


と最近4年間で最多であり、このうち、熱中症による救急搬送人員は4,047人を記録した。

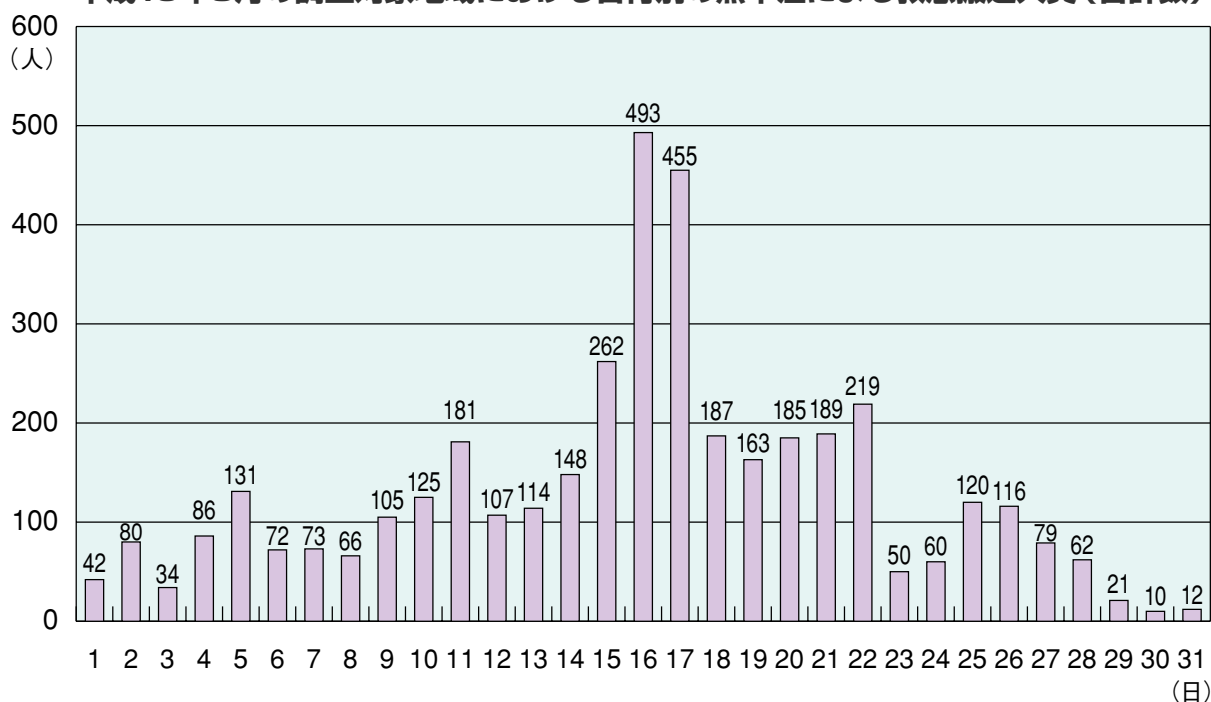
- ・8月中の熱中症による救急搬送人員及びその総救急搬送人員に占める割合は、調査対象地域全体で過去3年間の平均が1,497人(0.8%)であったのに対し、今年の熱中症による救急搬送人員は約2.7倍の4,047人、また、総救急搬送人員に占める割合は2.7%に上った。特に埼玉県熊谷市及び岐阜県多治見市では、熱中症による救急搬送人員及び総救急搬送人員に占める割合は、それぞれ42人及び6.4%、19人及び6.4%となった。
- ・各地で今夏の最高気温を記録した8月16日及び17日では、調査対象地域全体の熱中症による救急搬送人員は、それぞれ493人及び455人にのぼり、8月中

最多となった。なお、埼玉県熊谷市及び岐阜県多治見市においては、8月16日の総救急搬送人員に占める熱中症による救急搬送人員の割合は、それぞれ26.3%及び33.3%となった。

平成16年から平成19年の8月の調査対象地域における熱中症による救急搬送人員



平成19年8月の調査対象地域における日付別の熱中症による救急搬送人員(合計数)



(参考) 平成19年8月中の東京の最高気温

日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
最高気温(℃)	32	32	32	35	34	33	33	34	34	36	36	34	33	34	36	37
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
	38	27	32	36	34	37	30	31	33	34	34	33	28	26	28	

「ウツタイン様式調査オンライン処理システム」の 平成17年中登録データ(確定)・平成18年中登録データ(速報)概要

救急企画室

1. ウツタイン様式調査オンライン処理システムについて

消防庁では、都道府県及び消防本部等が接続できるオンラインシステムにより、心肺停止傷病者の救急搬送記録に関するデータを収集しています。消防本部等は、心肺停止傷病者を救急搬送した場合、1事案ごとに表1の各項目を入力し、都道府県を通じて消防庁に報告しています。

2. データの確定作業について

平成18年の9月に、平成17年中の登録データから

暫定的な集計結果を報告していますが、その後、追加報告のあったものを加えると全体で10万2,710件となりました。

それらについて、消防本部等からの報告を受けて一部のデータを修正したり、重複している事案や明らかに項目間の整合がとれないなどの不明なデータ(「バイスタンダーCPR」が「なし」となっているのに「心臓マッサージ」や「人工呼吸」の項目を選択しているなど)を削除した結果、分析対象となるものは9万2,047件となりました。

表1 ウツタイン様式項目一覧

事例No	発生年月日	年	月	日	性別	☐ 男 ☐ 女	年齢
救急救命士乗車	☐ あり ☐ なし	医師の乗車	☐ あり ☐ なし	医師の2次救命処置	☐ あり ☐ なし		
1. 心停止の目撃							
☐ 目撃、または音を聞いた 時 分							
☐ 家族 ☐ その他のバイスタンダー(☐ 友人 ☐ 同僚 ☐ 通行人 ☐ その他)							
☐ 消防隊 ☐ 救急隊(☐ 救急救命士隊)							
☐ 既に心肺機能停止(発見時)							
2. バイスタンダーCPR ☐ あり(☐ 心臓マッサージ ☐ 人工呼吸 ☐ 市民等による除細動) ☐ なし							
バイスタンダーCPRまたは市民等による除細動開始時刻 時 分 ☐ 確定 ☐ 推定 ☐ 不明							
☐ 口頭指導あり							
3. 初期心電図波形							
☐ V F (心室細動) ☐ Pulseless VT (無脈性心室頻拍) ☐ P E A (無脈性電氣的活動)							
☐ 心静止 ☐ その他()							
4. 救急救命処置等の内容							
☐ 除細動(☐ 二相性 ☐ 単相性) 初回除細動実施時刻 時 分 施行回数 回							
実施者 ☐ 救急救命士 ☐ 救急隊員 ☐ 消防職員 ☐ その他							
☐ 気道確保 ☐ 特定行為器具使用(☐ LM ☐ 食道閉鎖式エアウェイ ☐ 気管内チューブ)							
☐ 静脈路確保							
☐ 薬剤投与 初回投与時刻 時 分 投与回数 回							
5. 時間経過							
覚知 時 分 現着 時 分 接触 時 分 CPR開始 時 分 病院収容 時 分							
6. 心停止の推定原因							
☐ 心原性: ☐ 確定 ☐ 除外診断による心原性							
☐ 非心原性: ☐ 脳血管障害 ☐ 呼吸器系疾患 ☐ 悪性腫瘍 ☐ 外因性 ☐ その他()							
7. 転帰及び予後							
・病院収容前の心拍再開 ☐ あり ☐ なし 初回心拍再開時刻 時 分							
☐ 1ヶ月予後(回答: ☐ あり ☐ なし)							
☐ 1ヶ月生存 ☐ あり ☐ なし							
○脳機能カテゴリー(C P C)							
☐ CPC1 機能良好 ☐ CPC2 中等度障害 ☐ CPC3 高度障害							
☐ CPC4 昏睡 ☐ CPC5 死亡、もしくは脳死							
○全身機能カテゴリー(O P C)							
☐ OPC1 機能良好 ☐ OPC2 中等度障害 ☐ OPC3 高度障害							
☐ OPC4 昏睡 ☐ OPC5 死亡、もしくは脳死							

平成18年中の登録データについても同様の作業を行ったところ、10万5,921件のウツタインデータが登録されていましたが、分析対象となるものは10万644件でした。ただし、追加報告や修正の可能性があるため「速報」としています。

3. 分析結果

蘇生が期待できない症例と蘇生可能な症例(目撃された心原性症例)を区別できることから、市民により目撃された心原性症例(平成17年中5万34件、平成18年中5万4,300件)のうちの1か月後生存例(平成17年中1,169件・7.2%、平成18年中1,554件・8.5%)について、救命効果の分析の一環として、以下のような分析を行いました(表2参照)。

- ① 一般市民による応急手当が行われた場合の1か月後生存率は平成17年中8.7%、平成18年中10.1%で、行われなかった場合と比べて、それぞれ約1.4倍(2.6ポイント)、約1.4倍(2.9ポイント)高くなっている。

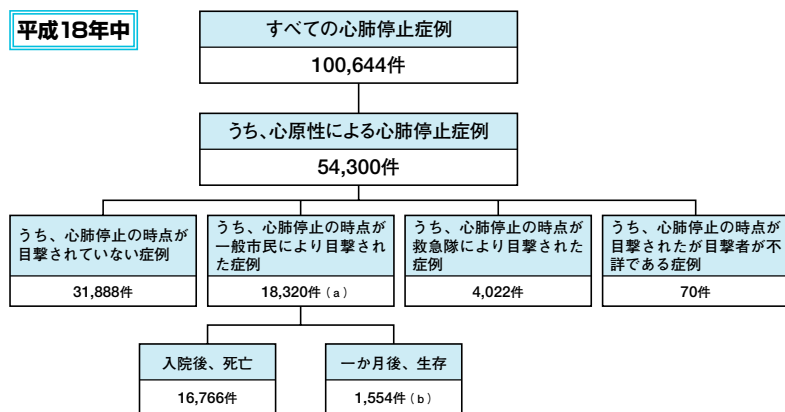
そのうち、一般市民による除細動(AED(自動体外式除細動器)により、重症不整脈に対して電気的な刺激を与えること)が行われた場合の1か月後生存率は平成17年中26.9%、平成18年中32.1%で、行われなかった場合と比べて、それぞれ約3.8倍(19.8ポイント)、約3.9倍(23.8ポイント)高くなっている。また、一般市民による除細動の件数は、平成17年中の78件から平成18年中は254件と176件増加している。

- ② 救急隊員による心肺蘇生の開始時点についてみると、心肺停止時点が目撃されてから3分以内なら1か月後生存率は平成17年中11.7%、平成18年中12.9%、3～5分以内なら平成17年中10.8%、平成18年中11.9%、5～10分以内なら平成17年中9.7%、平成18年中11.3%、10分以上なら平成17年中4.9%、平成18年中5.9%となっており、早期の心肺蘇生の重要性が明らかであることが分かる。

- ③ 救急隊活動時における除細動実施症例の1か月後生存率は平成17年中17.5%、平成18年中20.5%であり、行われなかった場合と比べて、それぞれ約5.1倍(14.1ポイント)、約5.4倍(16.7ポイント)高くなっている。

- ④ 救急救命士の導入効果については、救急救命士により処置された場合の1か月後生存率は平成17年中7.6%、平成18年中8.8%であり、一般救急隊員によって処置された場合と比べて、それぞれ約3.3倍(5.3ポイント)、約2.4倍(5.1ポイント)高くなっ

表2 分析テンプレート一例



$$\text{生存率} = b/a \times 100 = 8.5\%$$

ている。

- ⑤ ウツタイン様式の導入に当たっては、その成果の一つである各地域の救急医療システムの客観的な(統計上の)比較を行うため、試行的に平成17年中の登録データから、市民により目撃された心原性症例のうちの1か月後生存例について都道府県別に集計を実施した。

ただし、正確な比較をするには、母集団が少ないこと、データ精度の向上のために更なる入力要領の徹底やシステムの改修が必要であることが指摘されていることなどに注意を払う必要がある。

4. 「ウツタイン統計活用検討会」について

ウツタイン様式に基づくデータ収集は、海外では都市や地域単位、病院単位で導入した例はありますが、国単位で導入するのは我が国が初めてです。全国的なデータ収集となるとデータ精度の向上について、より一層検討する必要があります。

また、その成果として病院前救護を含んだ救急医療システムについての客観的な評価を目的とした分析など様々な活用方策の可能性が考えられます。

以上のような課題を踏まえ、消防庁では、この貴重なデータを救急業務の高度化に資するため「ウツタイン統計活用検討会」を開催しており、今年度中には報告書を取りまとめる予定です。

石油コンビナート等特別防災区域内の 特定事業所における事故防止体制の充実強化について

特殊災害室

近年、危険物施設における事故件数は増加傾向にあります。石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第23条に規定する異常現象について「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要(平成18年中)」として取りまとめたところ、平成18年中の事故は236件となっており、平成17年中の事故件数の144件を92件上回る状況(63.9%増)となりました。

特に、レイアウト対象の特定事業所における平成18年中の事故件数は151件と前年より61件増加するなど、石油や高圧ガス等を大量に貯蔵し、取り扱う化学工業関係及び石油製品・石炭製品製造関係の特定事業所において事故件数が大幅に増加しています。

また、平成18年中の死傷者は83人となっており、平成17年中の43人の約2倍となるなど、極めて憂慮される事態となっています。

以上のことを踏まえ、消防庁では、「石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故防止体制の充実強化について」(平成19年8月28日付け消防特第115号)を関係道府県あてに通知しました。

また、関係業界団体に対し、次に示す点に留意して、事故防止体制に万全を期すよう通知しています。

- (1) 社内保安基準、作業標準等が実態に照らして適切なものとなっているか総点検すること
- (2) 防災管理者及び副防災管理者に対する防災業務に関する教育を適切に行うこと
- (3) 従業員等に対する防災教育・防災訓練の内容の充実強化を図ること
- (4) 異常現象の通報体制を総点検すること
- (5) 危険物、高圧ガス、可燃性固体類等又は毒物

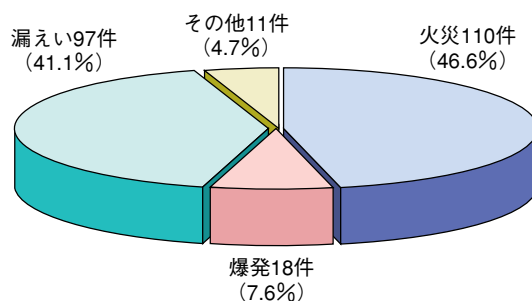
及び劇物を貯蔵し、取り扱う施設において、事故等の危険な状態となった場合の緊急停止措置や避難措置等の応急対策について再確認すること

事故概要

1. 平成18年中の事故発生状況(構成比)

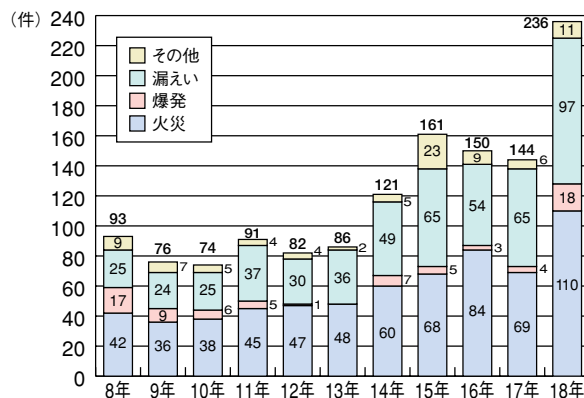
平成18年中の事故の総件数は236件で、前年(144件)より92件の増加となっています。

事故別に見ると、火災110件(前年比41件増)、爆発18件(同14件増)、漏えい97件(同32件増)、その他11件(同5件増)となっています。



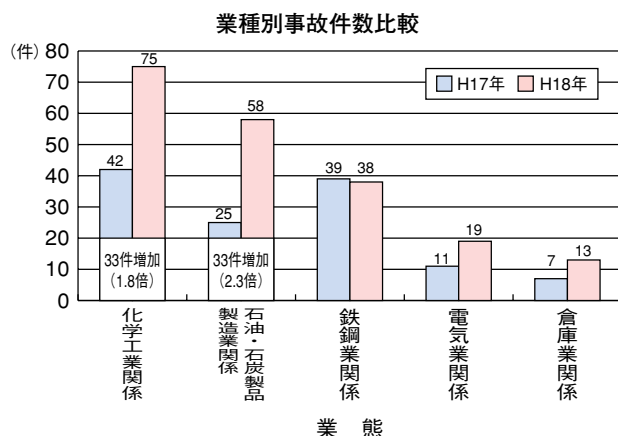
2. 事故件数の推移

事故発生件数の推移をみると、最近10年は増加の傾向にあり、特に平成18年中は大幅に増加しています。



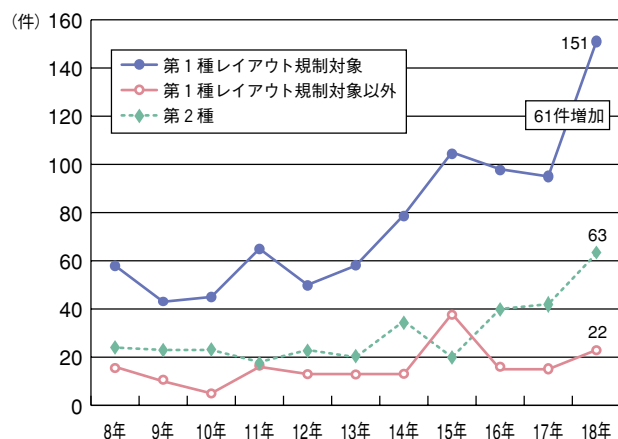
3. 業種別の事故件数

特定事業所の業種別の事故発生状況は、化学工業関係が75件、石油製品・石炭製品製造業関係が58件、鉄鋼業関係が38件となっています。特に、化学工業関係及び石油製品・石炭製品製造業関係は前年と比べて33件増加しており、それぞれ、1.8倍、2.3倍に増加しています。



4. 特定事業所別の事故件数推移

特定事業所の種別ごとの事故発生状況は、第1種事業所ではレイアウト規制対象に係る事故が151件(64.0%)、レイアウト規制対象以外の事故が22件(9.3%)、第2種事業所における事故が63件(26.7%)となっています。



5. 主原因別の事故発生状況

事故の主原因を区分すると、人的要因によるものが127件(53.8%)、物的要因によるものが100件(42.4%)等となっています。人的要因のうち管理不十分によるものが62件、確認不十分によるものが38件あり、双方で事故原因の42.4%を占めています。

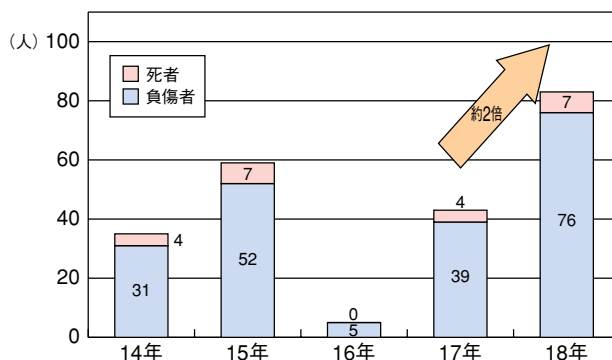
事故発生原因	要 因	事故件数	割合(%)
管理不十分	人的要因	62	26.2
誤操作		7	3.0
確認不十分		38	16.1
不作為		12	5.1
監視不十分		8	3.4
(小 計)		127	53.8
腐食等劣化	物的要因	50	21.2
設計不良		12	5.1
故 障		8	3.4
施工不良		17	7.2
破 損		13	5.5
(小 計)		100	42.4
地震等災害	その他	0	0.0
放火等		1	0.4
不明・調査中		8	3.4
(小 計)		9	3.8
合 計		236	100.0

- 注) 1 管理不十分とは、溶接作業中に作業用保護具を着用していなかったため、着衣に着火する等、本来行わなければならない保安管理が不十分であったものをいう。
- 2 確認不十分とは、ローリー運転手が確認作業を怠り、満液となった槽内にさらに荷積みを行ったためガソリンが漏えいする等、本来行わなければならない確認作業が不十分であったものをいう。
- 3 不作為とは、受払が同一構造となっているタンカー配管の受入バルブを完全に閉鎖せずに払い出し、作業を開始したため、重油が漏えいする等、本来行うべき操作を行わなかったものをいう。

6. 死傷者発生状況推移

236件の事故のうち、死傷者が発生した事故は18件、死傷者は83人となっており、平成17年中の死傷者43人に比べるとおよそ2倍になっています。

死傷者発生状況(最近5年間)



「防災マニュアルー震災対策啓発資料ー」の公開

防災課

「防災マニュアルー震災対策啓発資料ー」の概要

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の広域かつ甚大な被害をもたらす大規模地震発生の切迫性が指摘される中、7月16日には平成19年(2007年)新潟県中越沖地震が発生し、多大な被害が生じたところであり、国民の防災への関心はますます高まっています。

中央防災会議は、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」において、「正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供する」ことを基本的な視点のひとつとしており、この防災マニュアルでは、個人や家庭、地域等が最低限知っておくべき震災対策に関する基本的事項を分かりやすい形で提供し、それぞれの地域の実情に応じた形で自助、共助の取組を促進させることを目的としています。

ホームページアドレス

http://www.fdma.go.jp/bousai_manual/index.html

掲載内容

市街地をはじめ様々な場所において、地震が発生した際にとるべき行動を中心に、被害を最小限におさえる方法を解説しています。

利用方法

それぞれの想定する場面等においての基本的な対策、取るべき行動を見ることができます。

非常持ち出しチェックシートを始め4種類のツールを取り出すことができます。

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防庁 防災マニュアル ー震災対策啓発資料ー

はじめに 地震が発生したとき、被害を最小限におさえるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが極めて重要です。そのためには、みなさんが地震について関心を持ち、いざというときに落ちついて行動できるよう、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが大切です。

地震にあったら
● 防災地図から対応を見る

- 屋内編 -

- 屋外・乗り物編 -

揺れが収まったら

地震が起きる前に

防災お役立ちツール

→English

Copyright Fire and Disaster Management Agency. All Rights Reserved.

英語バージョンを見ることができます。

「救急の日2007」の開催

救急企画室

1. はじめに

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るため、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と定めています。今年の救急医療週間は9日（日）から15日（土）で、「救急の日2007」のイベントは、13日（木）及び14日（金）の2日間、総務省消防庁・厚生労働省・財団法人日本救急医療財団・日本救急医学会の主催で、新宿駅西口広場において開催されました。

2. 「救急の日2007」の実施内容

13日（木）のオープニングセレモニーでは、荒木慶司消防庁長官、外口崇厚生労働省医政局長、島崎修次財団法人日本救急医療財団理事長、山本保博日本救急医学会代表理事らが出席し、テープカットが行われました。

メインステージ上で実演された東京消防庁の実践さながらのポンプ隊と救急隊による連携活動、そして気管挿管及び薬剤投与を含む救急救命処置のデモンストレーションには、多

くの人々が足を止めて見つめていました。

また、今年度は、「救急車の適正利用」をメインテーマに掲げ、救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、初めての試みとして「世界の救急車のミニカー展示」を行いました。世界地図上にそれぞれの国の救急車を配置し、救急隊員の資格の違いなどを紹介しました。我が国では見慣れない色とりどりの救急車に子供から大人まで興味深く見学し、それをきっかけに救急車や救急隊員、さらにはAED（自動体外式除細動器）に関する質問などもあり、救急業務に対する理解と認識を深めることができたのではないかと考えています。

3. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われましたが、消防庁では、救急需要対策の一環として「救急車の適正利用」について各種広報媒体を有効に活用し、一般市民等に救急業務に対する理解と実態について正確な情報提供に努めるなど、普及啓発活動等を積極的に展開してまいります。



「救急の日2007」オープニングセレモニー



AED（自動体外式除細動器）の説明を受ける荒木消防庁長官



ポンプ隊と救急隊による救急救命処置の連携訓練（東京消防庁）



世界の救急車のミニカー展示

平成19年度救急功労者消防庁長官表彰式の開催

救急企画室

救急功労者表彰は、救急業務の推進に貢献し、もって国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった方々を消防庁長官が表彰することにより、救急業務の一層の推進に資することを目的として、毎年、「救急の日」に実施しています。

今年は、9月10日(月)に東京都千代田区のK K Rホテル東京「朱鷺の間」において、小林輝幸全国消防長会会長、黒沢宥財団法人救急振興財団理事長などのご臨席の下、14個人と2医療機関が受賞し、荒木慶司消防庁長官から表彰状と記念品が授与されました。また、受賞者を代表して静岡県の内村正幸氏が謝辞を述べられました。

今年の主な受賞者

今年は、救急救命士制度運用15周年に当たり、2人の方が救急救命士として初めて救急功労者表彰を受けました。富山県の武田和正氏は第1回救急救命士国家試験合格後、救急救命士として第一線で活躍するとともに、応急手当指導や応急手当普及員によるバンクを設立するなど、応急手当の普及啓発に貢献されました。また、東京都の吉澤一彦氏も救急救命士として現場で活躍するとともに、常に指導的立場で救急隊員の教育指導を実践し、育成を通じて救急業務推進に貢献されました。

静岡県の内村正幸氏は、「中学生のための救急蘇生講座」の中心的役割を担われ、平成18年には受講中学生が1万人を超えるなど応急手当の普及啓発に貢献されました。

和歌山県の日本赤十字社和歌山医療センターは、救急救命士の気管挿管実習受入病院として気管挿管認定救急救命士の養成について全国トップクラスの実績を誇るなど、救急救命士の技術と知識の習得に貢献されました。

平成19年度救急功労者消防庁長官表彰受賞者

<個人表彰>

石原 晋	公立邑智病院院長
上原 春男	京都府医師会副会長
内村 正幸	内村クリニック院長
押淵 英展	医療法人社団壮志会押淵病院理事長
河西 紀夫	社団法人札幌市医師会副会長
佐々木 亮	松江市立病院救急集中治療センター長
佐藤 重行	社団法人大崎市医師会会長
杉山 貢	公立大学法人横浜市立大学名誉教授
武田 和正	社団法人富山県危険物安全協会連合会事務局長
邊見 弘	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター院長
益子 邦洋	日本医科大学千葉北総病院救命救急センター長
山田 實紘	特定医療法人厚生会木沢記念病院理事長
吉岡 敏治	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立急性期総合医療センター副院長
吉澤 一彦	財団法人救急救命東京研修所研修部 参事兼研修課長・教授

<団体表彰>

株式会社日立製作所日立総合病院
日本赤十字社和歌山医療センター



平成19年度救急功労者消防庁長官表彰受賞者

第2回世界消防庁長官会議及び 第6回日韓消防行政セミナーの開催

参事官

去る9月17日から19日に、大韓民国ソウル市において第2回世界消防庁長官会議が開催され、今後の各国消防庁間の具体的な協力方策等がソウル共同宣言として採択されました。

世界消防庁長官会議は、阪神・淡路大震災10周年事業として、我が国の発意により、平成17年に初めて開催された会議です。今回の会議では、第1回会議での共同宣言を踏まえ、人的交流の促進、情報共有のためのネットワークの構築、緊急時における相互応援体制の確立等の課題について活発な意見交換が行われました。

この結果、今後、国際的な教育研究プログラムの開発や参加国間で情報共有を図るためのウェブサイトの整備、さらにこの会議を2年ごとに開催しながら参加国の拡大に努めていくことなどについて合意が得られ、共同宣言としてまとめられました。他方で、この会議を今後も円滑に運営していくために恒久的な組織を創設することについても議論が及びましたが、その事務局のあり方や運営の手法等について必ずしも意見の一致をみなかったことから、今後の検討項目として次回の会議に引き継がれることとなりました。

また、平成14年のサッカーワールドカップ共同開催を契機として、毎年度日韓両国で交互に開催している日韓消防行政セミナーも、第2回世界消防庁長官会議と合わせて開催され、日韓両国の現在の課題、取組について発表し、意見交換を行いました。



世界消防庁長官会議

1. 日 時

平成19年9月17日(月)～19日(水)

2. 場 所

大韓民国ソウル市

3. 参加国(13か国)

バーレーン王国、ベラルーシ共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ギリシャ共和国、日本国、ホンジュラス共和国、大韓民国、マレーシア、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、シンガポール共和国(香港がオブザーバー参加)

4. 内 容

- (1) 参加者紹介
- (2) 開会あいさつ(大韓民国消防防災庁長)
- (3) 各議題についての討議

①迅速かつ相互的な支援システムの構築

②世界消防防災の情報ネットワークの構築

③メンバー国間での効果的な人的資源の交換プログラム

- ・各国が前記議題のうちいずれか一つに関連してプレゼンテーションを実施した。我が国は議題③に関連し、海外からの研修生の受入、海外への専門家の派遣、国際消防救助隊の活動等の取組を紹介し、今後とも国際研修プログラムの充実強化に努めていく旨を意見発表した。
- ・議題①に関連し、本会議を運営していくための事務局の設置について意見交換が行われた。我が国としては、まずは参加国数を増やすことに注力すべきであり、世界各国の幅広い合意の下で、より実効性の高いシステムを構築することが望ましいとの意見を表明した。

(4) 次期開催国選出

- ・第3回会議の開催国にホンジュラス共和国が立候補し、参加国の賛同が得られた(開催確定は、本国政府での公式決定が得られた後となる)。

(5) 共同宣言文採択、署名

- ・フランス、ギリシャ及びオブザーバーの香港を除く各国が

署名を行った（フランスは前回と同様に署名を保留し、また、ギリシャは会議終了前に帰国したため署名に参加できなかった。）。

(6) 閉会あいさつ（大韓民国消防防災庁長）

(7) 記念撮影

※このほか、9月17日(月)に歓迎レセプション、9月18日(火)に公式晩餐会、9月19日(水)に視察が開催された。

〈第2回世界消防庁長官会議ソウル共同宣言〉

バーレーン王国、ベラルーシ共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、フランス共和国、ギリシャ共和国、日本国、ホンジュラス共和国、大韓民国、マレーシア、パプアニューギニア独立国、フィリピン共和国、シンガポール共和国の代表は、イデオロギー及び制度を越えて、人道主義に基づいた国際協力の重要性を認識し、各国国民の生命と財産を非常事態から守るという第1回長官会議での次の合意を踏まえて、具体的な行動計画について検討した。

1. 参加国間における効果的な人的資源交換プログラムの推進
2. 世界消防防災情報ネットワークの構築
3. 非常事態における迅速かつ相互的な支援システムの構築

各参加国の代表は、討議と検討を重ねた結果、次の取組を継続的に強化していくことで合意した。すなわち；

1. 実際の運用を想定した国際的な教育研究プログラムを開発することにより、捜索・救助及び緊急医療手当の強化について協力を行うこと。
2. 非常時の活動に関して必要な情報を提供及び共有するウェブサイトの整備及び新規開発を行い、参加国国民の捜索・救助及び緊急医療手当を相互に支援するための緊急ネットワークシステムの構築に努めること。
3. 非常事態における迅速かつ効果的な相互支援システムを構築するために、2年ごとに世界消防庁長官会議を開催し、継続的な参加国の拡大及び将来の同会議の枠組み構築に努めること。
4. 大韓民国は、上記第3項達成のため、次回開催国が決定されるまでの間、暫定事務局としての責務を担うものとする。次回開催国決定の後には、当該暫定機能は、合意に基づき、当該開催国に引き継がれる。

第3回世界消防庁長官会議は、ホンジュラス共和国が自国政府内の了解を得た上で、開催することとし、その旨を各国に通知するものとする。

我々は、世界消防庁長官会議を、将来、重要かつ協力的な

組織に発展させていくこととする。

すべての協力は、国内的な法規、手法及び参加国の国益を条件として行われる。

各参加国のうち下記に署名する代表者は、上記共同宣言を承認したものである。

2007年9月19日 ソウル、大韓民国

日韓消防行政セミナー

1. 日 時

平成19年9月18日(火) 16:00～18:00

2. 場 所

大韓民国ソウル市

3. 内 容

日韓両国の消防防災の取組をそれぞれ発表した後、意見交換が行われた。

(1) 日本側発表事項

- ① 消防の広域化について
- ② 火災予防行政の取組について

(2) 韓国側発表事項

- ① 緊急援助活動の指揮訓練に関するシミュレーションの課題点及び改善方案
- ② 電気火災の発火要因及び調査技法の研究





兵庫県 尼崎市消防局
消防局長 吉田 寛

歴史・文化・産業のまち あまがさき

兵庫県の東南端に位置する尼崎市は大阪府に隣接しており、大阪湾に面した土地柄から古くは、大和、難波、京といった政治・経済の中心地と西国・瀬戸内を結ぶ海陸交通の要地として栄えたまちです。また、猪名川、武庫川などの豊かな水源を生かした農耕も盛んに行われ、国の史跡に指定されている田能遺跡は弥生時代の面影を今に伝えています。



近世には尼崎城を中心に城下町として発展し、城跡付近には今でも11か寺が残っており、都会の中での静寂を醸しています。その後、阪神工業地帯の中核都市として急速に都市化への道を歩んできました。そして、平成13年4月1日には特例市に移行し、さらに平成21年4月の中核市移行を目指し「尼崎市中核市推進本部」を設置したところです。

現在、当市では「曾根崎心中」、「冥途の飛脚」で有名な江戸時代の劇作家・近松門左衛門とゆかりのある広済寺を中心に、「近松のまち」としてのまちづくりを推進しており、オペラの殿堂として全国的に知られる「アルカイックホール」とともに文化を創造するまちを形成することで、歴史、文化、産業などさまざまな顔を持ったまちを築いています。

安全・安心都市 あまがさき

当市の面積は49.8k㎡、人口46万1,032人で消防体制は、1局4署3分署3出張所、421人の職員で組織され、6地区58分団927人の消防団員とともに市民の安心と安全を守っています。また、災害対策拠点として防災



尼崎市防災センター(南部)

センターを南部と北部の2か所に配置しており、それぞれに展示ホールを設け、市民の防災教育を行うとともに、救援物資を備蓄し、飲料水兼用の耐震性貯水槽を備えるなど、有事の際には迅速に対応できる体制を整えています。

当消防局の取組として、神戸大学、産業技術短期大学の教授など6人を防災専門委員として委嘱し、都市災害、電気火災、構造力学、危険物災害などの分野において日常的に指導、助言を受ける制度を取り入れています。

一方、救急においては、関西労災病院救急部の協力を得て、救急指導医による教育訓練として、症例検討や講義を中心とした「教育講義」、訓練を中心とした「巡回研修」を毎月4回実施し、救急隊員の知識・技術の向上に努めるとともに、新たな資機材の導入に関する指導、助言を受けています。



救急技術指導会

過去の災害を振り返りますと、平成2年3月18日に発生した長崎屋尼崎店の火災は、事業所における防火対策と初期対応のあり方について全国に警鐘を鳴らしました。また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、自主防災組織や地域コミュニティの重要性が再認識され、その結果、平成17年4月25日に発生したJR西日本福知山線列車事故では、市民や地域企業の積極的な救援や医療機関との連携によるCSM(がれきの下の医療)が行われるなど、地域防災力が機能しました。この事例は、国内のみならずIAFC(国際消防長協会)の依頼により、アメリカ合衆国コロラド州デンバー市にて開催された「FRI2005」へ当局の職員を派遣し、情報発信を行いました。

今後は各種災害の教訓を風化させることなく、研鑽努力を重ね、変革の時代に立ち向かうとともに、火災による「死者ゼロ」を目指し、「安全・安心都市あまがさき」を築くために、「市民にとって強固な消防」、「市民にとってやさしく、誠実な消防」、「市民にとって安全と安心を与える消防」の3つの重点目標を掲げ、全職員が一丸となって全力で取り組んでまいります。

緊急消防援助隊の新規登録車両の紹介

応急対策室

緊急消防援助隊は、全国の消防本部等からの登録部隊により構成されており、平成19年4月1日現在、780消防本部から3,751隊（重複登録を除く）が登録されています。

消防庁では、平成20年度までに登録部隊数を4,000隊規模に整備するため、各消防本部等の協力を得て、順調にその増強を図るとともに、平成19年度からは緊急消防援助隊設備整備費補助金における補助対象設備として新たに「支援車Ⅲ・Ⅳ型」及び「救助工作車Ⅳ型」を加えるなど、装備の充実強化を計画的に実施しています。

今回は、平成19年度に緊急消防援助隊として新たに登録した消防本部及び緊急消防援助隊設備整備費補助金により、新たに追加された補助対象設備を整備した消防本部を紹介します。

緊急消防援助隊の登録に当たって

埼玉県 蓮田市消防本部

蓮田市消防本部は都心から約40kmの埼玉県東部に位置し、元荒川や黒浜沼などの豊かな自然環境に恵まれ、特



新規登録車両の水槽付消防ポンプ自動車



火災防ぎょ訓練

産物の梨は県内第3位の栽培面積を誇っています。管内面積約27km²、人口約6万4,000人で、1本部1署1分署、消防職員82人体制により、市民の安心・安全の確保に全力を挙げて取り組んでおり、今年が本部発足40年目となります。

このたび登録した車両は、1.1トンの水槽を装備した水槽付消防ポンプ自動車で、救助資機材等を積載しており、救助事案にも対応できます。さらに、照明装置としてメタルハライドランプを装備し、夜間等の消防活動において、より広範囲の視認領域の確保を可能にしています。また、限られたスペースを有効に活用するため車両上部には収納ボックスを装備し、各種資機材の収納スペースを保有しています。

当消防本部は、人員、装備ともにまだまだ十分とは言えませんが、平成19年4月1日付で念願の緊急消防援助隊の消火部隊に登録することができ、「緊急消防援助隊埼玉県隊の一員として、消防の使命が達成できれば」と職員の士気も高揚しています。

今後は、緊急消防援助隊としての重責を果たせるように、日ごろの訓練はもとより、合同訓練等にも積極的に参加して、より高度な知識、技術の習得に努め、大規模



災害等の過酷な災害現場においても迅速かつ的確な活動ができるよう日々精進してまいります。

新たに支援車Ⅳ型を整備

佐賀県 佐賀広域消防局

佐賀広域消防局は九州の北西部に位置し、平成12年度に4消防本部の統合による広域化を果たしました。本年10月の市町村合併により3市で構成される管内は、人口30万7,472人、面積583.50km²で、1局5署3分署3出張所、消防職員数335人体制により、住民の安心・安全の確保のため全力を挙げて取り組んでいます。

当消防局は佐賀県の県都の消防本部として、平成16年度に佐賀県指揮隊1隊、救助部隊1隊、救急部隊2隊、消火部隊1隊、後方支援隊1隊を緊急消防援助隊として登録し、活動を行ってきました。さらに、今年度は全国登録目標数3,000隊から4,000隊への増隊という緊急消防援助隊の基本計画の変更に伴い、新たに救急部隊1隊、消火部隊2隊、特殊部隊(はしご隊)1隊を登録し、県境を越えた災害に対応すべく、体制の強化を図っているところです。



新たに整備した支援車Ⅳ型

また、今年度から緊急消防援助隊設備整備費補助金補助対象設備に支援車Ⅳ型が新設されたことに伴い、被災地における活動指揮等の支援及び連絡体制の確保を図るため、機動性・悪路走破性が非常に高く、狭あい路の走



車内に装備する通信設備

行を考慮した小型の車両に、指揮活動に必要な通信機器を積載した支援車Ⅳ型を新しく整備することができました。

この車両には複数の無線機をはじめ、FAX、衛星電話、モバイルパソコン、消防庁が都道府県指揮隊に配備している緊急消防援助隊動態情報システム可搬型端末器等、あらゆる通信機器を搭載しており、過酷な災害現場における通信体制の確立が図れるものと考えています。



ストレッチャー型指揮板

また、混乱した災害現場での早期の指揮本部の設置のためにストレッチャー型指揮板を活用することで、活動指揮の迅速化を目指します。

今後は、あらゆる災害における応援要請に対応し、県内緊急消防援助隊の指揮支援が行えるように全力を挙げて取り組んでまいります。

■平成20年度消防大学校教育訓練計画について

消防大学校では、平成20年度の教育訓練計画を次頁の表のとおり策定しました。

平成19年度の教育訓練計画から見直しを図った事項で、主なものは次のとおりです。

幹部科においては、e-ラーニングの教育内容を更に充実させることとし、その結果、e-ラーニングの教育科目数が大幅に増加します。e-ラーニング教育は、学生の自由な時間に学習が進められることや苦手科目を反復学習できる等の利点を有しており、学生の学習環境の改善に資するものです。また、定員を84人（第10期のみ72人）とすることで、より多くの学生に学習の機会を提供することとしました。

危険物科においては、教育期間を3日間延長します。これは、危険物要因分析（危険性評価方法）の教育内容を更に充実させること等により、教育時間数が増加したことによるものです。

新任教官科においては、教育期間を2日間延長します。これは、学生からの強い要望を受けて、講義演習や課題研究等の教育を充実させるために教育時間数を増加したことによるものです。

NBC・特別高度救助コースにおいては、教育期間を2日間延長します。これは、テロ災害に対応した救助部



海上災害訓練（幹部科）

隊の幹部教育の内容を充実させるとともに、昨今の新潟県中越沖地震でも懸念された原子力施設における火災等の災害に対応するため、原子力災害対応教育の充実強化を図るものです。

自主防災組織育成コースにおいては、定員を48人から60人に増加します。これは、各地方公共団体の防災担当者により多くの学習機会を提供しようとするものです。

以上、簡単にご説明しましたが、消防大学校では学生、消防本部、地方公共団体等の要望を踏まえつつ、今後も教育内容の一層の充実を図ってまいります。



図上訓練（幹部科）



訓練礼式（幹部科）

平成20年度消防大学校教育訓練計画

区分	学科等の名称	目 的	期数 回数	定員 (人)	入室期間 (平成20年 4月～ 平成21年 3月)	教育 日数 (日)	入室 日数 (日)
総合教育	幹 部 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるにふさわしい人材を養成する。	10	72	4/9～5/28	32	50
			11	84	6/16～7/31	32	46
			12	84	8/27～10/15	32	50
			13	84	10/23～12/10	32	50
			14	84	1/7～2/24	32	49
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。	72	48	1/13～1/29	13	17
	新任消防長・学校長科	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	5	60	5/7～5/16	8	10
			6	60	5/21～5/30	8	10
	消防団長科	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。	53	36	8/19～8/27	7	9
			54	36	11/26～12/4	7	9
専科教育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	83	48	4/9～6/4	37	57
			84	48	8/27～10/22	37	57
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	58	48	6/10～8/1	37	53
			59	48	10/20～12/12	37	54
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	69	36	4/8～6/25	53	79
			70	36	9/2～11/20	53	80
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	84	48	8/20～10/15	37	57
			85	48	1/8～3/4	37	56
	危 険 物 科	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	3	36	1/7～2/6	21	31
	火災調査科	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。	15	48	6/9～7/31	37	53
			16	48	10/27～12/19	37	54
	新任教官科	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	3	72	3/9～3/19	9	11
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	4	36	4/21～4/25	5	5
		高度救助コース	3	48	2/24～3/6	9	11
		NBC・特別高度救助コース	2	48	2/3～2/19	12	17
		航空隊長コース	4	36	7/28～8/1	5	5
		航空隊コース	6	36	7/1～7/17	13	17
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	7	68	*8月頃	1	
			8	68	*11月頃	1	
		防災実務管理コース	7	108	8/18～8/22	5	5
		国民保護コース	6	108	12/15～12/19	5	5
		自主防災組織育成コース	4	60	6/2～6/6	5	5

*：施設外で実施する学科等の実施予定時期

自衛隊統合防災演習に参加

所沢市消防本部

去る8月31日、防衛医科大学で行われた東海地震を想定した「自衛隊統合防災演習」に、所沢市、入間市、狭山市の各消防本部から救急隊(各1隊)が参加し、大型ヘリで防衛医科大学グラウンドへ搬送された傷病者の陸上搬送を担当しました。訓練には防衛医科大学病院の医師、看護師等が多数参加し、大型ヘリによる傷病者搬送、医師によるトリアージ、救命センターへの引継ぎ、初期診療及び緊急手術までの一連の流れを確認しました。訓練終了後の検討会では、活発な意見交換が行われ有意義な訓練となりました。



大型ヘリから傷病者を搬送する救急隊員

おおば救急隊出動せよ！

美方広域消防本部

美方広域消防本部は去る9月8日、管内にある大庭保育所で行われた運動会において、幼年期における事故防止の普及を図るため「おおば救急隊出動せよ！」と題する種目を行いました。この種目は、赤組と白組に分かれて、リレー方式で行われ、聴診器を持った幼年消防クラブ員(5歳児)と保護者が2人1組となって手作りの救急車を運び、ウシとサルに扮した消防職員の胸に聴診器をあて「異常なし」と診察して折り返すものです。最後には全員で「救急車の前に飛び出さない、火遊びしない」ことを約束しました。



おおば救急隊が出動

消防通信 望楼 ぼうろう

社会福祉施設の職員を対象とした研修会を開催

熊本市消防局

熊本市消防局中央消防署は去る9月7日、救急・防災の知識・技術の向上を目的として、管内の社会福祉施設の職員を対象とした研修会を開催しました。当日は、42事業所から70人の参加を得て、改正消防法令の概要、防火管理の重要性、AED(自動体外式除細動器)の取扱等、具体例を交えて講習を実施しました。参加者からは、「講習で得た知識を施設の職員へ伝達・指導したい。」と好評でした。中央消防署では、今後も防火対象物の用途にあった効果的な研修会を計画しています。



AED(自動体外式除細動器)を使った講習

遊戯施設研修を実施

別府市消防本部

別府市消防本部は去る9月18日、管内にある城島後楽園遊園地において、絶叫マシンと呼ばれる高さやスピード等の恐怖感を特徴とした遊具が緊急停止した場合に、救助活動が迅速に行えるよう遊具の構造や機能についての研修を実施しました。当日は、施設関係者の説明により、利用客が遊具に取り残された場合の安全装置の解除方法、高所で停止した場合の進入路の確認を行うとともに、梯子車の部署位置、救助活動時の手順等の確認を行いました。今後は、様々なケースを想定した実践的な訓練を行う予定です。



絶叫マシン等の遊戯施設研修

消防通信／望楼では全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防自動車等の緊急走行に対する ご理解とご協力を！

消防・救急課

消防自動車や救急自動車（以下「消防自動車等」という。）は、一刻も早く火災などの災害現場に急行し、被害を最小限にするため消防活動を行い、また、急病人等には応急処置を行い、速やかに病院へ搬送しなければなりません。

消防自動車等は、緊急時に迅速に通行するため、道路交通法では「緊急自動車」として、一般の車両よりも優先して走行することが認められています。

消防自動車等の円滑な緊急走行のために皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 消防自動車等がサイレンを吹鳴しながら、かつ、赤色の警光灯を点灯させ緊急走行し、接近してきた場合、一般車両は交差点を避け、車両を道路の左側に寄せて一時停止するなど、周囲の状況に配慮の上、速やかに進路を譲ってください。
- 消防自動車等が高速道路等で本線車線に進入しようとしているときは、これを妨げないようにしてください。
- 一般車両は狭い道路などで停車をする場合、消防自動車等の通行に支障がないように配慮してください。
- 自転車に乗っている方や歩道のない道路を歩いている方は、速やかに進路を譲ってください。
- 消防自動車等が緊急走行時にサイレンを吹鳴することは、法令で義務付けられていますので、夜間等のサイレンの吹鳴に対し住民の皆様のご理解をお願いします。



出動する消防自動車



（写真提供：天草広域連合消防本部）

交通事業者・安全運転管理者の皆様へ

安全運転管理者の方々を中心に、運転者への交通安全教育の一環として「消防自動車等の優先」について、ご指導をお願いします。

危険物安全週間推進標語の募集

危険物保安室

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、国民生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このため、消防庁では、都道府県、市町村、全国消防長会及び財団法人全国危険物安全協会と共催で、関係諸団体の協賛の下に「危険物安全週間」を6月の第2週(平成20年度は6月8日(日)から6月14日(土)まで)に設定し、危険物関係事業所における自主保安体制の確立と、家庭や職場において危険物を取り扱う方々の危険物の安全の確保に関する意識の高揚及び啓発を推進していくこととしております。

この「危険物安全週間」を推進し、危険物の保安に対する意識の高揚を図るため、「危険物安全週間推進標語」を広く募集します。応募方法等は以下のとおりです。

最優秀作品は、危険物安全週間推進ポスター等に使用します。

なお、平成20年度のポスターモデルは、バドミントン選手の小椋久美子・潮田玲子両選手を予定しております。

応募方法 郵便はがき又はインターネットによるものとします。

・郵便はがき応募の場合は、1枚につき標語を1点とします。
郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を必ず明記してください。

※ 郵便はがき以外での応募や記入事項に不備がある場合は無効とします。

・インターネット応募の場合は、財団法人全国危険物安全協会ホームページ(後述のあて先参照)をご覧ください。

応募作品は、未発表のものに限ります。

応募資格 特に制限はありません。

締切 平成19年12月7日(金)必着

選考方法 関係行政機関、学識経験者等による標語審査委員会の厳正な審査によって行います。

賞

最優秀作 1点 消防庁長官賞と副賞20万円

優秀作 1点 全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円

優良作 10点 記念品

※ 入選された場合はご本人に通知するとともに、消防庁及び財団法人全国危険物安全協会のホームページや消防関係紙等に発表します。

入選作品の著作権は主催者に帰属するものとします。

あて先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館5階
財団法人全国危険物安全協会内

危険物安全週間推進協議会

電話 03(3597)8393

ホームページアドレス <http://www.zenkikyo.or.jp>



平成19年度 危険物安全週間推進ポスター

過去10年間の最優秀作品推進標語(ポスターモデル)

- | | | | | |
|------|------|----------|---------|-------------------|
| 10年度 | 安全は | 日々の気持ちの | 積み重ね | (ゴルフ 芹澤信雄) |
| 11年度 | 危険物 | 一手先読む | 確かな点検 | (囲碁棋士 梅沢由香里) |
| 12年度 | 危険物 | 守りのかなめは | 保守点検 | (野球 古田敦也) |
| 13年度 | 危険物 | めざすゴールは | 無災害 | (水泳 田中雅美) |
| 14年度 | 危険物 | 小さな油断も | イエローカード | (サッカー フィリップ・トルシエ) |
| 15年度 | 危険物 | 無事故の主役は | あなたです | (女優 米倉涼子) |
| 16年度 | 危険物 | ゆるむ心の | 帯しめて | (柔道 谷 亮子) |
| 17年度 | 危険物 | かさねる無事故の | 金メダル | (マラソン 野口みずき) |
| 18年度 | 自主点検 | 欠かさぬあなたに | グランプリ | (F1レーサー 佐藤琢磨) |
| 19年度 | 危険物 | 目指せ無事故の | MVP | (野球 井口資仁) |

9月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防救第125号 医政指発第0912001号	平成19年 9月12日	各都道府県消防防災主管部(局)長 各都道府県衛生主管部(局)長	消防庁救急企画室長 厚生労働省医政局指導課長	救急要請における産科・周産期傷病者搬送の実態調査について
消防災第335号	平成19年 9月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	緊急地震速報の消防機関に対する周知・広報の徹底について
消防救第127号	平成19年 9月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁救急企画室長	手動式肺人工蘇生器の自主回収等について
消防危第218号	平成19年 9月21日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	危険物の規制に関する規則等の一部改正について
消防総第441号	平成19年 9月25日	各都道府県消防防災主管部(課)長	消防庁総務課長	自治体消防制度60周年記念「119番の日」シンポジウムの開催について
消防予第335号 消防技第 69号 消防特第132号	平成19年 9月25日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	自動車の火災等事故に係る報告について
消防消第162号	平成19年 9月26日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	年末年始の休日が週休日に当たる場合の休日勤務手当の取扱いについて

消防庁人事

平成19年 9月26日付

氏 名	新	旧
大 泉 淳 一	出向(総務省大臣官房付(併任内閣官房内閣参事官(内閣総務官室)へ)	消防・救急課救急企画室長
開 出 英 之	消防・救急課救急企画室長 併任 国民保護・防災部防災課広域応援対策官	国民保護・防災部防災課広域応援対策官

平成19年 9月30日付

宮 本 卓 郎	辞職(東京消防庁多摩消防署へ)	消防・救急課救急企画室救急推進係長
西 澤 純 夫	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)(地方公務員災害補償基金補償課次長)	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐
林 田 淳 司	辞職(東京消防庁企画調整部へ)	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長
木 平 秀 夫	辞職(東京消防庁蒲田消防署副署長兼総務課長事務取扱へ)	消防大学校教授

平成19年10月 1日付

斉 藤 一 雅	併任解除(出向 国土交通省土地・水資源局水資源部水源地域対策課長へ)	総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長 併任 国民保護・防災部参事官
佐々木 祐 二	併任 国民保護・防災部参事官(総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課長)	総務省大臣官房秘書課調査官
有 村 誠一郎	出向(総務省自治財政局財務調査課財務調査係長へ)	総務課
刈 田 圭 吾	総務課	総務省大臣官房秘書課
石 井 正 則	総務課	総務省大臣官房秘書課
宮 本 龍 宜	出向(総務省自治税務局固定資産税課へ)	総務課
野 村 梨 絵	総務課	総務省大臣官房秘書課
木 本 光 彌	命 消防・救急課財政係長事務取扱	消防・救急課主幹 併任 消防・救急課救急企画室主幹
吉 田 正 嗣	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
堀 越 晃 彦	出向(総務省自治財政局公営企業課へ)	消防・救急課
鶴 飼 陽 介	消防・救急課	総務省大臣官房秘書課
小坂橋 敏 美	消防・救急課救急企画室救急推進係長	東京消防庁消防学校教養課救急救養係次席
地 下 調	併任 予防課消防技術政策室課長補佐	予防課国際規格対策官 併任 予防課課長補佐
石 原 理 志	出向(総務省自治行政局公務員部福利課安全厚生推進室 併任 福利課へ)	国民保護・防災部防災課国民保護運用室
森 谷 諭	国民保護・防災部防災課国民保護運用室	総務省大臣官房秘書課
山 本 登	国民保護・防災部防災課応急対策室航空係長	東京消防庁成城消防署警防課機械装備係長
阿 部 勝 男	免 消防大学校調査研究部部長事務取扱 免 消防大学校教務部部長事務取扱	消防大学校副校長・消防大学校調査研究部部長事務取扱・消防大学校教務部部長事務取扱
天 野 勝 司	消防大学校調査研究部部長 併任 消防大学校教務部部長 併任 消防大学校教授	総務省大臣官房秘書課課長補佐
渡 邊 俊 幸	消防大学校教授	東京消防庁府中消防署警防課長
田 浦 武 徳	消防大学校庶務課主査	消防・救急課財政係長
伊 藤 潤 一	出向(総務省自治行政局公務員部公務員課高齢対策室 併任 公務員課へ)	消防大学校庶務課
小 沼 翔	消防大学校庶務課	総務省大臣官房秘書課

平成19年10月 7日付

本 庄 宏	国民保護・防災部防災課応急対策室課長補佐	総務省大臣官房政策評価広報課広報室広報報道専門官
-------	----------------------	--------------------------

広報テーマ

11 月	12 月
①秋季全国火災予防運動 ②婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ ③危険物施設等における事故防止 ④正しい119番通報要領の呼びかけ 《11月9日は「119番の日」》	①雪害に対する備え ②消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進
予防課 防災課 危険物保安室 防災情報室	防災課 消防・救急課

11月9日は119番の日です

火は見てる
あなたが離れる
その時を

僕の名前を募集してます。
詳しくは
消防庁のホームページで。



全国消防イメージキャラクター
愛称募集

秋の全国
火災予防運動
11月9日～11月15日
備えよう! 住宅用火災警報器

大谷 英子

消防庁 全国消防長会 財団法人 日本防火研究普及協会 協賛 財団法人 日本宝くじ協会
URL: <http://www.shoubo-fukyu.or.jp> 宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。

平成19年秋季全国火災予防運動広報用ポスター

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。